

體此の大神比義なるものが、欽明天皇の時代實存して居りたるや否やが既に重大なる疑問である、私は之れに關する種々なる文献を閲讀したが、之れについて記述せるもので此の大神比義の神託なるもの、並に之れに關する記事をば虚構とし、詐欺の所業ではないかと考へ、其實在を疑はぬものはないことを見たのである。然も此の荒誕なる事實は宇佐託宣集は勿論聖武天皇の勅撰とせられて居る二十二社註式にも記載せられて居るのである、如何に淺薄虚構の妄語も、相當有力なる史籍に列記せらるゝときは、後年に至りて之れを全く抹消し終る譯には行かぬ、故に時としては其れが全く事實として傳へらるゝことがあるのである。斯ることは屢吾人の今尙實驗する處であつて、現時我國に於て新たに隆興せし二三の新宗教の如き、其所謂教祖なるもの、説いた處のものは、下級國民の所謂愚夫愚婦を相手にして説いたもので、其當時は識者には一顧の値もなかつたもので實際教義と云ふべきものなどは、全く皆無であつたものが、僅か數十年を經過し其教祖なるものも死去した頃になると、

數百萬の信徒が之れに集まりて無二の靈蹟として尊崇し、之を敷衍誇張して尤らしき理論を結びつけて居ることを見るのである。此の群集心理なるものは今も昔も更に變りはなかつた様である。即ち鷹居瀬の大神に命名せられた廣幡八幡なる名稱は、其命名者たる舍人親王は、之れを以て廬舍那佛鎮座の意を表顯せしものであるが、大神比義なるものをして之れを人皇第十六代譽田の天皇としてしまはしめたのである。而して一方には大神田原は、其神教に託して東大寺の廬舍那佛の造營を助け、終に八幡宮を東大寺の鎮守としたのである。蓋し宇佐八幡宮の神官の徒が公然神託にことよせて、佛教を隆興するが爲め惡辣なる手段を弄するに至りたるは、聖武天皇の末期でありて、紀元一四〇五年頃からである。夫れより嵯峨天皇の時に至る約八十年の間だには、佛徒の横暴は實に其極に達し、終に僧道鏡の如きもの、現はるゝに至りたることは、青史に明かなる處である。之れを神祇史の側より觀察すれば元正天皇(女帝)以後(紀元一三七五年)淳和天皇(一四九三年)に至る百二十年

の間には、我國神祇が佛化せられたる最高潮期であつた。苟も神威の顯著なる神祇にして何等かの方法手段によりて、其神威を冒瀆し、神徳を壟斷し、神域を汚損せられざるものはなかつたのである。筑紫の宇佐に鎮まり、廣幡八幡の尊號を以て稱へられたる鷹居瀬の神であるべき八幡大神にも、亦既に其魔手は此處に及んで居たのである。斯くて宇佐八幡宮の佛化の一大發現は、先づ傳教大師によりて演せられたのである。今覺深僧都の著はせる傳教大師傳の記する處によれば、左の如き事があつたことを見るのである。

弘仁五年甲午、最澄大師（傳教大師）そのかみ、入唐の時の心願をはたし遂げんと思召し、筑紫の宇佐八幡に詣りたまいて、白檀の千手觀音一體（高さ五尺）を彫刻し、其外大般若經二部（千二百卷）法華經一千部（八千卷）を書寫し、又法華八講の法會を修せらる、八幡大菩薩あらたに託宣したまはく「われ法音をきかずしてとしひさし、今幸に聖人に逢て無上の法施をうけたり、何をもつてかこれ

を報せん、所持の法衣あり、これを聖人に奉らん」としてしづかに寶殿をひらき紫の袈裟一衣、同ころも一領を大師にさづけ給ふ。大師信感肝に銘じたまう。神官等これを見て、かくのごとき事いまだみずきかずとあやしみけり、云云。僧最澄が掛巻くも長き當時の宇佐八幡宮に對して、千手觀音像一體を彫刻して納め、尙之れに大般若經其他を書寫して奉納し法會を營みたと云ふことは、既に宇佐八幡宮には眞の鷹居瀬の神の神靈は鎮まり居まさぬと信じて居た證據であると思ふ。宇佐宮の神は應神天皇なりとの宣託を先にして、之れに觀音佛を納め佛會を行ひ、其信力によりて佛魔力を以て所謂八幡大神なるもの、神威を發現せしめ、其の本體を唯應神天皇なる名稱として、以て眞の神靈をば陰蔽し、神祇の形態を以て、佛教弘通の手段とし、國民をして全く神祇奉崇の念を去らしめ、若し神祇を奉崇するの念尙絶えざるものには、之れを表面神社にして而も佛體を奉祀したる八幡社に轉向せしめ、以て國民と神祇との關係を斷絶せしむべく企圖したのである。

八、弘法大師と八幡

上記の如く傳行大師の宇佐八幡に於ける魔術は、實に淺薄なるものである。八幡大神が自ら寶殿を開き、紫の袈裟衣を與へたなどは奇術の種も容易に想像し得べき處のものであることは言を俟たぬ。當時宇佐の神官の或るものは、全く佛徒に買収せられて居たことは明かである。夫れにしても其の手段方法は實に幼稚至極と云はねばならぬ、之れに反して弘法大師の八幡神に對する佛化方法は、一段の巧妙を加へたものがあつて今弘法大師行狀記に記載せられたる處を抄録すれば。

「爰に天皇御立願を果し遂ましまさむために、大師に勅ありて、東寺の廊内に一字の社壇を飭て、三所の和光を崇め、眞言の法味を献じ、蕪繁の禮奠を備給ひしかば、神靈此砌に垂應して尊體空中に儼然たり、大師則奇特の思にたへず、渴仰の誠をいたして御體を花牋にうつしとゞめ、かさねて木像にきざみあらはして

ながく寶殿にをさめたてまつる、今の鎮守八幡宮是なり、云云。

とて先づ種々の奇瑞を列記して、尙次の如き讚美の辭を以て其徳を稱揚して居る。

偕てをもむみれば大菩薩は、欽明の聖代、豊州宇佐の郡にして始めて三歳の小兒とあらはれまして、竹葉に立て勅しての曰はく、「我は是日本の第十六代譽田天皇の八幡麻呂也、我名をば護國靈驗威力神通大自在王菩薩と云て國々所々に跡を神道に垂との給へり、しかあれば八正の幢旗を建て邪佞の賊を退け、八色の綵幡を織て正理の道をかざり給ふ、云云。

と大神比義の欺妄の神事を反覆して、以て八幡大神の佛化と其靈威の宣傳を是れ力めて居るのである、併し斯く歴代の高僧が宇佐八幡の神靈をば、佛の垂迹としてしまわんとして、先づ之れを無意味に應神天皇の御名を用ひて、鷹居瀬社の大神の表現を隠蔽し、唯其神威だけを利用せむとしたのであつた、併し此の策謀は容易に之れを成効することは出来なかつたのである、斯くして八幡大菩薩に化したる宇佐宮

は初め先づ東大寺守護神として奉祀せられた位のものであつたのみである、此の八幡大菩薩と東大寺とを連結せしめた、八幡宮の彌宜大神社女及び主神司大神田麻呂の兩人は此の時代餘程佛教徒と相通じて、八幡宮を佛化すべく種々なる奸計を運らしたことは、歴史に明記せられてあるのである、例ば孝謙天皇のとき、八幡大神が天神地祇を率ひ誘て廬舎那佛を助け奉り給ふと云ふ託宣にことよせて、彼れ等は乘輿と異らざる紫色の輿に乗りて、天皇、太上皇及び皇太后等と其列を同じくして行幸の御伴をしたと云ふことである。斯る事柄は必ず豫め豫備行爲を完成して置いて、内には禁裡に其權威を縦にして居る僧徒等と打合せをして置いて始めて實行が出来るのであるから、殆んど違算なく舉行せられるのであつて、當時多少疑を其間に挿むものがあつても流言が眞實として傳へられ、虚構の怪事が眞事の如く信せらるるに至つたのであつた、併し其當時と雖ども慎重に其事の始終を觀察するものは容易に其真相を洞察することが出来たに相違はないのである。併し斯る詐偽欺惑の行

爲をば悪人等が徒黨を結びてなすのとき、斯る行爲の破滅を來す順序として漸次其悪行の成效するに従つて、益其手段行動は露骨となるのが通例であるのである、宇佐八幡宮の神官等が、佛徒と結托して虚構の託宣を設けて、佛徒に迎合して、終に時の天皇をして八幡大神に位一品封八百戸、位田八十町、比咩神に位二品封六百戸、位田六十町を賜はしむるに至らしめたのであつた、蓋し神に對して位階及び封戸位田を奉られたるは、此の時が始めてあるのである、何れの時代でも、悪人等が企圖した計劃が、斯く成效すると必ずその勢に乗じて分外の仕事を仕出來すものであるが、彼れ等は終に八幡大神の神託と譎りて、藤原朝臣乙磨を太宰師とし、又薬師寺僧行信と謀りて厭魅の術を弄して、皆共に流刑に處せられたのであつた。然るに孝謙天皇が再び稱徳天皇として皇位を踐せらるゝや、妖僧道鏡の計らひにや、彼等は再び宇佐八幡の神官に復歸するに至り、幾時もなくして彼の道鏡皇位を窺ふの不軌は企てらるゝに至つたのである。

九、宇佐八幡託宣

私は此の時代の宇佐八幡宮の神事即ち種々なる託宣をば、寧ろ之れを全然信せざらむことを欲するものである。今日我國體の精華である惟神の大道を研究し眞神靈の神威なるものは如何なるものであるかを知覺することを得るに至つては、宇佐八幡神の託宣の多くは殆んど皆信すべきものにあらざるものであることを見るのである、或は中には眞神の託宣もあつたかも知れぬが、今に於ては其何れが眞にして、何れが譌なるかを判別することは全く困難である。然れども私は神の託宣の存在を全く否定するものではない、我國に於ては我祖宗の神靈が國家國民の爲めに重大事に處しては何等かの方法を以て眞の託宣があることをば信じて疑はぬものである。併し宇佐八幡宮の場合、殊に佛者との因縁に關するものは盡く皆之れを眞の託宣にあらずとすることが最も正當であると思ふのである。大神比義による託宣以

下、皆時の神官僧侶の惡業に外ならぬと思ふ。而して稱徳天皇の御代に於ける、大神田麿によりて捏造せられたる道鏡の不軌翼成の託宣を以て、神靈八幡大神のせられたるものでないとするれば、和氣清麿に對する託宣も亦、之れを否定するを以て神威の尊嚴を尊重する所以であると思ふのである。

私が斯く主張する所以のものは、決して世人の信せむとして居る神靈の奇徴を否定せむとするものではない。此の當時宇佐に奉齋したる所謂八幡神と稱せらるゝ神にして、大神比義又は田麿によりて宣傳せられたるものは、決して眞神靈ではないことを前提として、當時の託宣なるものを否定するのである。例ば道鏡に關する八幡神の託宣中、大神田麿に對するものは道鏡の不軌を勧誘する託宣なるが故に、田麿の得たる託宣は虚偽であるとするなれば、同一の神より得たりと云ふ清麿の得たる託宣も亦疑はねばならぬのである。其他にも當時の八幡神の託宣なるものは頗る多數であつて、何れも之れを信するに足るべきものはない、然るに獨り清麿に對

する託宣のみが所謂八幡神の眞託宣であるとは論理上言ひ難ひと思ふのである。然るに和氣清麿は神託を偽造したのであらうかと云ふに、私は當時の眞の宇佐の大神なるものは、其本社である鷹居瀬の神として、宇佐の川上に齋ぎ座して居られたに相違はないが、此の問題について和氣清麿に對して決して託宣を下さるべき筈がないと思ふのである。何となれば斯る明白なる事柄は、此の時代に於ても決して神慮を煩はす必要はなかつた筈である。佛者は其悪行を成就せむが爲めに、大神田麿の如き八幡大神の司官として齋ぎに重大なる悪事を行ひ、刑餘の人であるものを再び採用して、道鏡に不軌を企むべく仕組みたる上に、八幡の託宣を偽造して、勢に乗じて此の重大なる覬覦の謀計をなしたるのであるが、之れを佛者以外の立場に於て觀察すれば、心あるものは必ずや復た八幡神官と惡僧の謀計かとは直に胸察して居つたに相違ないのである。況んや時の朝廷は道鏡を寵愛し、佛教を信奉せられて居たと稱し傳へらるゝにも拘らず、稱徳天皇は此の問題についてのみは更に和氣清麿

に詔して其眞偽を確めしめ給ふたと云ふことは上下共大なる疑問とせし處の事柄でありしことは明白である。和氣清麿の誠忠を以てしては、萬世一系の皇位を保護し、皇大御國の國體の精華を汚瀆せしめざらむが爲めに、所謂八幡大神の託宣を破壊するには、同じく八幡大神の託宣を以てせねばならぬことは明かに會得した處であらねばならぬ。況んや之れを伺ふべき勅命を得たのであるから、清麿は自己の精忠心に鑑みて一身を犠牲として彼の如き報答をば神勅として奉りたに相違はないのである。若し然らずとすれば清麿の神勅は人理に叶ふが故に眞の神勅であつて、他のものは人理に違ふが故に神勅ではないとせねばならぬ、加之宇佐八幡神の如き、大神比義が佛者と相謀りて、眞神靈鷹居瀬の大神の神威を冒瀆したる神社に尙時として信すべき託宣があることをも亦承認せねばならぬこととなるのである。我國の眞神靈には斯る明白なる道理について神託などあるべきものではない、殊に和氣清麿に對する神託の如き、道鏡夫れ自身ですら、彼れの惡計は神の認められざるもの

であることは知つて、其出發に際し、清麿に利を喰はす條件を以て惡計に左袒すべきことを勸説したと云ふことがあつたによつても、敢て神勅を要せず、常識を以て是非を判断し得る位、明白の事であつたと思ふのである。佛魔天下に横行し神國の天地暗闇たる此の時代に於ても、神靈の幸給ふ我國に於ては清麿の如き精忠者は必ず現れ出づるものである。

道鏡皇位覬覦の謀計露はれてより、宇佐八幡宮を佛教弘布の爲め利用するの佛徒は、一時蔽塞するに至つたのである、加之陰謀術數を以て陰に神靈の威力を借りて佛教を弘通せむとするものは、天下に信を失し爲めに一時佛教隆興の頓挫を來せしことを見たのである。

一〇、密教の發達と神託の佛化

私は佛教の發達史上、稱徳天皇の時に至るまでを佛教の陰謀期としたいと思ふ、

若し夫れ此の陰謀期の巨魁を數ふれば、聖徳太子と舍人親王は其最も大なるものである、僧行基は其參謀として重きをなして居たに相違はない、併し此の陰謀期は既に前來記述したる八幡大神を背景にしたる、道鏡の陰謀により、一大破綻を生じたのである、茲に於て佛者は其佛教振興法に對する對策の變更をなさざるを得ざるに至つたのである。

陰謀によつて一大隆興期に達したる佛教が、更に一層の隆盛を極むるに至りたるには、最澄、空海の如き傑僧の出づるありて、諸種奇術靈法等の發揮による佛教の妄説によつてなされたる、所謂佛教の法力時代となつて表はれたのである、勿論此の時代に於ても此れ等の名僧智識も亦、多大の陰謀を行つた形跡のあることは明かであるが、唯其目的は法力を發現し之を誇大に吹聴するのが目的であつたのである。而して此の時代に於ける此の目的の爲めに行はれたる陰謀の最も重大なるものにして、今日吾人が看過し得ざる處のものは、最澄、空海によりて其範を示され、

後世之に倣ふて因襲いんしゅうし來り、終に近世に至るまで佛徒によつて盛に神祇の佛化が行はれたのである。

神祇と合併し或は之れと對向して佛寺を創設し、又は神社を破却して代ふるに佛寺を以てするの惡謀は露骨で且つ急激であるから、容易に世人の批判の對象物となるものである。然るに表面神祇の外形を装ひ、内實に佛陀を奉齋して世人を瞞まん着ちやくするの陰謀に至りては、所謂膚受ふじゆの浸しんであつて、實に悪んでも餘りあるの惡行であるのである、而して此の如き眞に惡むべく恐るべき陰謀を企てたる元兇は最澄、空海等であつたのである、最澄に倣なまふた空海は、所謂密教の傳來によりて一層深刻に其惡行を行ふたのである、今日世人が靈驗著しき寺院として認め、又實際參詣の善男、善女織るが如く、護摩線香の煙、絶ゆる間もなき繁榮を呈して居る不動及び觀音等は皆陽に佛寺を以てし、陰に我國の神祇を奉齋し、神靈に佛名を賦して、其靈力を利用して居るものである。又之れと同一方法を用ひて靈力佛化に成效せざる場合に

於ては、佛靈奉祀の高大莊嚴なる神社を設け、國民敬神の念を其の方向に轉せしめ、眞神靈奉祀の神社に遠かるを俟ちて、其眞神靈奉祀の神社をも廢頽せしむる順序を採り、斯くして今日吾人が我國都鄙何れの處にも存在することを見る處の八幡宮なるものが生産せし結果となつたのである。之が實に此の種の陰謀の産物であるのである。

聖武天皇のとき、舍人親王が佛徒と相結託して、鷹居瀬の神を廣幡八幡宮として之れを佛化することを企圖し、爾來佛徒と神官と結託して幾多の陰謀罪惡を試みたるも、多くは失敗に終り、既に前に述べたるが如く道鏡の如きも其目的を達することとは出來ずして終つたのであつた、佛者の宇佐八幡大神利用の謀計は暫く其跡を絶つて居たが、弘仁年間に至りて最澄再び之れを企て、既に前に詳細に記述したるが如き一神劇を演じたのであつた、併し宇佐に座す鷹居瀬の神の神威をば、彼れ等の手によりては冒瀆することは得なかつたのであつた。廣幡八幡なる名稱を以てして

日吉神社の比叡神社に於けるが如くせむと試みたる最澄の陰謀も終に其目的を貫徹することを得なかつたのである、要するに宇佐八幡宮に於ては如何に鷹居瀬の神靈の神威をば佛靈を以て代表せしめむとするも、宇佐の元宮に鎮まり坐す鷹居瀬の神は之れを許し給はざりしもの、如く拜察せらるゝのである。

然るに最澄先づ逝き、次て空海寂滅して以後、約二十五年を経過し、清和天皇(紀元一五一九年)のとき僧行教は、石清水(男山)八幡宮を創設した、僧侶の身分を以て神社創設を時の天皇に願ひ出づると云ふことが、既に其動機に不純性がありしことは、今日何人と雖ども直に直覺し得る處のことである。行教は竹内宿禰の末裔であると自稱し、自分の祖先竹内宿禰が奉仕したる仲哀天皇、神功皇后、應神天皇は即ち自分の祖先の仕奉つた天皇である、而して是れ即ち八幡大神である、故に之れを石清水に八幡宮として奉祀したいと、辭を設けて男山八幡宮創祀の勅許を得、朝廷の力を得て宏莊なる神域を設けて奉祀したのである。八幡宮なるもの、神靈を

ば、全く應神天皇、神功皇后及び仲哀天皇であるとしたのは、此の石清水八幡宮に至つて始めて完成せられたのである。

斯の如くして終に八幡宮なるものは、馬城峯下に鎮座まします鷹居瀬の大神とは全く因縁なきものとせられたのである。此の八幡宮として奉齋せられたる、應神天皇、神功皇后、仲哀天皇の三靈は、果たして眞の神靈たるや否については私は後章更に詳論することとする。

推古天皇の朝、佛教の渡來あり、厩戸王子不世出の英才をもち之れを奉崇し、之れが隆興に力められたるも、我神祇には侵す可らざる威力と、尊嚴さがあつた、故に佛教を信するの徒は、佛の妙法魔力の現存を信すると同時に、一方には神靈の如何に威徳のあるものなるかを理解して居たのである、釋迦が善言美辭を以て、夢幻の法力を説き、無稽の妖術を行ひ、愚夫愚婦を烟りに卷いた、諸行の手品本とも云ふべき經文も、我が神祇の前では、無力無價値のものであつた、爲めに空海は法を

外道びどうに求め、奇靈きれい應用ようようの術、即ち密教なるものを輸入したのである。併し如何なる奇靈、即ち邪靈、動物靈も、真神靈の前では無能力むのうりよくであつたのである、故に此の邪靈又は邪靈と交渉ある人間程、真神靈の何物たることをよく分別し得るものはないのである。何となれば彼れが其本能である奇妙法を實演するの際、若し之れを真神靈の許可なくして行はむとすれば、決して實行出來ぬものであるから、其妙力の發現出來るや否によりて、其の神靈の真邪を容易に識別し得るのである、此の意味に於て佛教渡來後の高僧連は、容易に我國神祇の大威力を實驗し、又神祇が此の大威力を有するに於ては、佛法は勿論如何なる魔法も、其効なきことを感知し盡して居たのである。是れ即ち佛徒が其隆興を計らむとして、先づ我が國、神祇の尊嚴を冒瀆し、其神威を毀損せむと企圖せる所以である。

第二章 諸他の八幡宮

一、「應神天皇神功皇后仲哀天皇」を奉祀せる八幡宮の託宣

此の問題については、私は茲に充分の研究を遂げて、敢へて卑見を發表し、讀者の參考に供したのである。若し之れ等の天皇を以て真神靈なりとすれば、佛者の奉祀せる八幡宮にして、宇佐宮の真神靈と何たる因縁なき、石清水八幡系統の八幡宮でも、盡く眞の神靈を奉祀せる神社と同一に我國の神祇として認めねばならぬからである。

氏の祖神として奉崇する氏神の外、普遍性に我國氏が神祇として奉崇し奉る神靈は天御中主神を除くの外は四魂具足の神靈でなければならぬ、即ち氏神、産土神と

して奉祀せらるゝ神社の外は神社の神靈は必ず四魂、神靈を奉祀せねばならぬものであることは既に屢々論述せし處である。然るに聖武天皇の御代に馬城峯下に齋ぎ座せる鷹居瀬の神をば廣幡八幡大神と號し、佛者は此の眞神靈に代ふるに應神天皇、神功皇后、仲哀天皇の御親子御三方の靈を以てせられたのである。然れども此れ等の天皇皇后の靈魂たるや決して神代に於ける神と同一視すべきものではない。神武天皇以後は人皇が神格を具有せらるゝは必ず四魂具足に配祀せらるゝ場合に於てのみであるのである。然るに今既に人皇十四代以後の天皇にして、而も御親子御三方を一靈として奉祀するも眞神靈の働きを完備せらるゝことは出来ぬ筈である。たゞ仲哀天皇、應神天皇の子孫が氏の先祖として奉齋するものはあるかも知れぬが、併し此の場合には單に祖靈としての働きが出来ただけであつて、氏神として神靈普通の御神威の發現せられ得べき理由はないのである。若し眞の神靈であつたとすれば僧形佛禮を以て奉祀せられたる場合に、之れを甘受せらるゝ譯はないのである。

總て此れ等の關係は、佛徒は實驗上明かに之れを知悉して居る事實であつたに相違はない。眞神靈の現存せる場合に於ては、佛教の法力は其効なきことは、彼れ等の屢々實驗せる處であつて、彼等が所謂神前に於て自由に其法力を現はし得る場合は、即ち其神靈は既に眞の神靈でないことは、佛教渡來以後、屢經驗し盡した處である。故に此の點から觀察すれば、所謂應神天皇八幡なるものは、眞の神靈ではないことは明かである、眞神靈ならざるが故に、表に之れを表榜ひょうぼうして、内裡佛靈を奉祀し邪靈を祈願して、奇魂の働きを發現せしめ、以て佛法弘通の手段に應用したるものである。

然らば佛者は何故に、斯る詐偽的手段によつて、譽田別天皇を八幡大神の主神として、之れを神社に奉齋して、陽神陰佛の神社の經營に苦心せしか、と云ふに、最澄、空海の如き傑僧けつそうの努力どりよくによつて、如何に奇魂の利用により摩迦不思議の所業を現はすと雖ども、全國到る處に儼乎として現界及び幽界を支配せる氏神は、其領土

に於ける邪靈の横行を許さないのであるから、國民が其祖神である氏神に信仰を捧ぐる間は、佛魔も之れに乗すべき隙がないことを見たのである、之れが爲めに佛者は何等かの方法を以て、此の氏神と氏子との間だを離間すべき方法の發見に苦心したのである、而して此の氏神に代るべき神として八幡大神なる名稱を有する、似而非なる神社を以てせむことを企圖したのである。併し此の計劃たるや、彼れ等幾度か種々なる方法を以て宇佐八幡宮に於て遂行せむとせるも、常に眞神靈の御神威が尙強大に作用するが爲めに、毎々失敗の歴史を繰返したのであつた、然るに清和天皇のとき僧行教の奸手段によつて始めて之れに成効したのが、即ち石清水八幡宮であるのである。

二、石清水八幡又男山八幡

大日本史神祇志には石清水八幡宮については次の如く記載されて居る。

石清水八幡宮三座。在久世郡男山類聚三代格、二十二社式、諸社根元記、○按今屬三稜善郡。貞觀元年以僧行教請奉遷自宇佐宮朝野羣載、類聚三代格。敕木工寮造神宮、明年奉安御容葉黃記、神皇正統記、八幡愚童訓。以比咩大神大帶女命三代實錄與伊勢大神宮、並稱爲三宗廟云々。

徳川時代に於て我國の正史を萬代に輝さんとして、水戸光圀公が努力編纂せしめられたる大日本史の神祇志篇には、上記の如き記事があるのである、此の記事を讀むものは、何人も石清水八幡の尊敬すべく又信仰すべき神社であることを思はぬものはないと思ふのである。然るに今日に於て之れを正史に鑑み、實際に徴して考査するときは、時の史官は何故に斯る虚偽なる事實をば、斯くの如き文章を以て顯はしたるかを疑はざるを得ぬのである、光圀公神祇の本體を明徴にせんとして神祇志を撰ましめ、而も石清水八幡宮の記事の如きは、反て之れにより大に邪神をして其尊嚴を大ならしめたといふ結果を見るのである。私は之れによりて徳川時代に於て

は光圀公の明智を以てしても、尙佛教思想の餘臭を蒙りて八幡大神に關する、佛者の隱謀術數をば容易に胸察し得ざるものゝあつたことに驚かざるを得ぬのである。

當時既に宇佐八幡に關し幾多の虚偽的託宣、其他奇怪事のあつたことは史實に存在して居たのである、而して僧行教が石清水八幡建立請願の主旨なるものは、自己が竹内宿彌の後裔なるが故に、其主應神天皇の神靈である八幡大神を奉齋したいと云ふのであつた、此の時に於ては八幡大神なるものは全く純然たる應神天皇とせられてあつたのである。而して之れが配神として比咩大神大帶女命を以てせられたとは上記の如く明かに記述せられたる處である、然るに之れを伊勢大神宮と共に並稱して、宗廟と爲すと云ふに至りては、唯驚くに耐へたるものと云はねばならぬ。

若し今日に於て伊勢大神宮と、石清水八幡を同列に並稱せむとするものあれば、世人之れを目して狂とせざれば、賊となすや必然である、然るを當時の朝廷は、敢て之れを異とせざりし所以のものは、佛者が我神祇を冒瀆せむが爲め、眞神靈にあ

らざる佛陀を奉祀せる神社を、盛に稱揚し、反て伊勢神宮の如き、大神靈をば之れを大に貶して、其の尊嚴を低下することを力めたからである、此の明白なる事實に對し、水戸公の權勢と意氣とを以て、國史を編纂するに際し、其真相を剔抉し、佛徒の罪惡に對し、明快なる斷案を下し得なかつたことは、當時史學に關する有司の徒が如何に尙神祇を輕んじて、佛教の迷夢に醒め得なかつたかを語るものであると思ふのである。而して之れが爲めに、後世我國民の神祇奉崇の觀念に、如何に甚大の惡影響を及ぼしたるかは實に想像に餘りあるものである。私は今其影響の及ぼす處について、詳述するに先ち、其茲に至りたるの経路について尙述べて見たいのである。

儒教に其素養を得、經學に其主義を樹てたる史家は、神祇に關する批判をなすに當つて、我國の神祇の何物たるを理解せずして、唯聖賢の道を道とし、之れを規矩とし、之れを準繩として、判斷したるものなるが故に、水戸公の藩學を擧り來智を

集めて、其完成を期したる大日本史の神祇志と雖ども、唯延喜式に記録せるものを基本として、延喜以後甚だしく佛教によりて攪亂せられ、混合せられたる神祇を調査考察して神祇として記述せしものであつて、少しも神祇其ものに對して其正邪を判別し、神祇の本體を明かにすることを力め得なかつたのである、漢學者にして神祇の闡明を以て有名なる、山崎闇齋の如きは垂加神道を説くと雖ども、僅かに神佛習合の一端を理解し得たるに止まつて、終に惟神の大道の何物たるかを理解せずして終つたのである、是れ全く神靈を認識し得ざりしが爲めに外ならぬのである、即ち神靈を認識せずして、神祇史の完成を望む可らざるは當然の事に屬するのである。左れば從來我國の史家が掾大の筆を以て著したる史料は、反て神佛混合の辟論を以て、世に横行せむとする佛者に向つて其有力なる保障を與ふるの結果を來せしことを見るのである。やがて明治維新に際し神佛分離の政令の行はるゝに當つても、延喜式及び大日本史神祇志の如きは、最も其考證の有力なる材料となつたのである。

が、如何にも其記事が神祇を批判するに規格を設けざるが爲めに、終に今日の如く似而非なる神社、例へば八幡宮の如きものを永久に存続せしむるに至らしめたのである。

石清水八幡宮は、其の形式は神社とせられて居るけれども、其實は完全なる佛刹であるのである、即ち形式上の神社として祭神は、應神天皇以下の靈を祭るものとして居るも、其本地三身の印は、彌陀の像を用ひて居るのである。佛者は宇佐八幡に對しても、此の方法を以て佛化を謀り、種々なる陰謀を企てたのであつたが、終に一回も成効せなかつたのである。之れは既に前に述べたるが如く、鷹居瀨の大神の神威の然らしむる所以である。然るに石清水八幡宮に至つては、全く眞神靈の神威の及ばざる様に、完全に佛化せられたる故に、種々なる詐偽的悪行が、能く完全に成就し、所謂八幡神の靈威なるものが世に現はるゝに至つたのである。明治維新の際神佛混合を廢止せられたるの際、恐くは其本體である彌陀は除去せられたる

ことと思ふ。若し夫れ其神社が四魂具足の神靈を奉祀せられたる神社にして、神威の赫々たりしものが、佛徒の惡謀によつて神社が佛化せられ神佛混合せしものなれば、之れより佛體を除去するときは、眞の神靈の殘存するものなるが故に、反て其神威は大に發揚せらるゝものであれども、石清水八幡宮の如く、佛者の手によつて彌陀を安置し、一心に崇て邪神の感應を索め、之れを似而非なる神靈の神威の如くせむとせる神社から、其本體たる彌陀を除去するときは、最早其佛靈の威力も決して發現するものにあらざるは勿論である、我神祇の神聖を謀り、眞正なる神靈配祀を行はむとするには、先づ斯る佛性神社の改齋を以て、敬神の思想改善の第一歩とせねばならぬとは私が常に絶叫する所である。

三、源氏と八幡宮

八幡宮を以て源氏の氏神なりとは、一般に人の信ずる處である、併し八幡宮は、

既に前篇氏神の條で述べたるが如き氏神の定義に照らして源氏の祖神であるが故に氏神と云ふのではない。又世人の信ずるが如く、源氏は清和天皇より出づるが故に清和天皇の時石清水八幡宮が奉祀せられたるが故に、之れを氏神としたと云ふのではないのである、八幡宮を源氏の氏神とせるは嵯峨天皇の勅であるのである、天皇が勅を以て、源氏の氏神に八幡宮を撰み給ひしは何の因縁によるかは詳かならざれども、僧行教が其奸智を振つて、清和天皇をして石清水八幡を創祀せしめたるの史實の存する以上は、嵯峨天皇が其の祖神にあらざる八幡宮を源氏の氏神と指定せられたることも亦何等か其邊に佛者の魔力の及んだものであるを疑はぬのである。然り而して其後源義家は、男山八幡に於て元服し、八幡太郎と號し、夫れより一層源氏が八幡宮を崇敬するに至り、義家の家門大に繁榮したるを以て、源氏は皆八幡宮を大に崇敬するに至つたのである。

關東に於て鎌倉の鶴岡八幡宮は、源氏の深く崇敬せし處のものにして、往昔又武

人の崇敬措かざる處のものである、此の鶴岡八幡宮は石清水八幡を分祀せしものであつて、決して真正なる意味の神社にはあらず、全く佛寺とすべきものである。僧日蓮が龍の口の遭難の時、鶴ヶ岡八幡に祈願せることは、人の知る處である、彼れ亦神祇として八幡を祈念せしにあらざるは明かである。

鶴ヶ岡八幡宮の創祀せられたるは、後冷泉天皇の時である、阿部頼時、其子貞任等奥陸に反し、源頼義勅を奉じて征討軍を率ひて討伐に向ひたるの際其軍甚だ利あらず、殆んど十二年の歳月を費して漸く之れを平定したことは青史に明なる處である。其際源頼義八幡大神を祈願して、不思議の神助を得て、終に勝利を得たと云ふのである。爲めに康平六年頼義、私かに石清水八幡を由比の郷に奉祀したのが其起りである。而して永保年間、源義家大に之れに修復を加へ、地名を冠して鶴ヶ岡八幡宮と名けたものである。後年源頼朝鎌倉幕府を開くに及びて、八幡宮をば其先祖義家の崇敬深かゝりし故を以て、大に之れを尊び、今の所に移し、尙舊名鶴ヶ岡

八幡宮と名けしものである。夫れより徳川時代寛文五年將軍家綱の時、新たに全部之れを修造したるものと云はれて居る。

之れを要するに、氏神としての八幡宮は先づ源氏の隆盛期に於て、各所に大規模に奉祀せられたのである、而して當時各地の地頭等が競つて八幡神を奉祀せるものもあるは、獨り八幡神を弓矢の神として信仰するのみではなく、八幡神を奉祀歸依することは即ち源氏に歸服して、二心なきことを示すの標徴とせしものであつたのである。

弓矢八幡とは、八幡を武神とせる尊稱であるのである。獨り八幡神を弓矢の神とする所以のものは、神功皇后が三韓征伐の武勳に因み來つたものである、と云ふの外、彼の怪しき託宣集には、八幡大菩薩七十許りなる白髪の翁の體となつて現はれ、白木の弓を持ち、藤卷の矢を以て、岡上に立ちて之れを放たしめ云々とあり、此の神異は平將門が叛したるとき現はれたるのであると云はれて居る。之れが爲めに

八幡宮を弓矢の神と云ふのであると云ふのであるが、是れ皆佛徒が八幡宮をば、源氏の氏神として利用するを以て事足らずして、更に之れを武神として、當時一般に武人割據の時代に、其守り本尊として源氏以外の武人をして尚之れを信仰せしめんとする一種の普及手段を弄したのである。斯くの如くして自己の氏神にあらざるも當時流行の八幡宮をば皆其氏の神として殆んど全國之を奉祭するまでに立ち至つたのである。

四、足利氏と八幡宮

源氏が八幡を氏神とし、頼朝は鎌倉に覇府を開きて、先づ朝權を私するの端緒を開き、後ち又足利氏は建武の昔南北朝の對立によつて、兵馬恍惚の間にも尙も其覇府政治の擁護の爲め、八幡宮を氏神として崇敬甚だしきものがあつたことは、最も注意せねばならぬことであるのである。義滿は屢々石清水八幡に參拜し、宮の別

當田中融清なるものを甚だしく優遇し、石清水八幡宮の爲めには巨費を惜まず、其結構を華美にして、其莊麗人目を眩耀するものあるに至らしめたのである。又丹波の國篠村八幡宮は尊氏官軍となれるとき祈願せし所なりしを以て、義滿の時大に之れを崇敬し、又六條八幡宮をば恰も鎌倉鶴岡八幡宮の如くに大に之れを莊大にしたのであつた。

由來我國民にして、眞に祖宗の神靈を奉祀し、神祇の御稜威に浴するものにして畏くも朝權を私し、兵馬の權を掌握し、權柄を專にする霸道政治をなすが如き、不臣の行爲は考へ得べく出來得べきことにはあらざるものである。斯る思想の淵源は儒教の輸入にあつて存し、其の實行の助成は皆佛魔の力によりてせられたるものである。近くは徳川幕府の基礎は、家康の帷幄に常に參侍して居たる儒臣羅山と僧天海の魔力が其原動力となつて居たことは何人も之れを知る處である。

八幡宮が祖神にあらずして、氏神として大に奉祀せらるゝに至りたるは、源氏と

足利氏との武力を以てするものであつて、時の勢は即ち邪神の威力となりて顯はれたのである。今日日本全国各地に撒布せられたる所謂八幡宮として奉祀せられて居るものは、皆決して神祇の本體を具有するものではない。元來其本體は全く佛像であつたのである。然るに明治維新の際神祇を外面的に佛化したる神佛混合の神社と同一視して其の社祠の構造の宮造なるの故を以て、神祇にあらざる根本的佛性神社を單に、其本體たる佛像を除去し、之れを神社と同一に取扱ふに至りたることは何としても疎漏千萬のことである。故に我國の神祇配祀を革正せむとするには必ず先づ所謂八幡宮なるもの、廢毀より着手せねばならぬ。之れが神祇復古の最大急務であると思ふのである。

——(完)——

附 録

本書の將に印刷に着手せられんとするの時に際し、偶「明治維新神佛分離史料」と題する大著を入手し、八幡宮の神禮が總て僧形であつたことの立證を得、卷頭其一二を復寫して掲載することとなせり。又猶同著に於ける鷲尾順敬氏の調査になれる「石清水神社神佛分離調査報告」を抄出し讀者の参考に供せんとするのである。之れによりて觀るに、石清水八幡以來各處に奉祀せられた各種の八幡神なるものは、眞神靈にあらざる僧形の佛像に八幡なる名稱を附して佛者の奉祀せるものである。されば現時の八幡宮なるものは明治維新に際し此の僧形の佛像を廢毀して唯其社形を存置したものに、神官を配して奉齋せしめて居るものであることを見るのである。神靈の儼乎として鎮座まします神社より、佛像佛具を廢毀したものは神社として眞の神靈が残り齋座す次第であるが、元來神社の結構を以て造られたる社内に佛像をのみ祭りたる八幡宮の如きものより佛像を廢毀して、果たして何物が殘遺してゐるであうか、現時の八幡宮なるものは唯神社の形容を有するに社殿があるのみで神靈は決して現存し座さぬことは明であることを見るのであ

る。而して此れ等の八幡宮の多くは今尚ほ佛魔の巢窟となつて居るのである。石清水八幡に於ける新殿内陣七社御影の状態を観るときは八幡宮なるものが如何に似而否なる神社であつたかを知

石清水神社神佛分離調査報告

明治維新神佛分離史料上巻抄録

鷲 尾 順 敬

一 幕府時代の状況及び佛教關係の建築物本社は八幡大神三所である。

東御前 神功皇后

中御前 應神天皇

西御前 比咩大御神

然るに内陣には佛教的装置がしてあつた。その圖像器具の安置せられたるもの次の如くである。

本社内陣

石清水神社神佛分離調査報告

阿彌陀佛金剛像一體（丈一尺八寸）厨子に安置七社寶殿高二尺餘、巾一尺八寸餘、内惣押金（内部空虛）

愛染明王曼荼羅巾九尺餘 一幅

三衣入 一箱 三衣各包赤地錦

獨鈷入 一箱

如意入 一箱

錫杖入 一袋 袋赤地錦

香爐 二箇 各紫銅鍍金

華瓶 同 同

華皿 六箇 同

鉢 一箇 同

行教影像 一幅 餘間に安置す

當時の社僧神職は略ぼ次の如くである。

社僧 二十三坊五師、例時、沙汰、勾當、久住者等の別あり。

門口坊 井關坊 梅坊 法童坊 宮本坊 井上坊 松ノ坊 下之坊 辻本坊 大

西坊 新坊 角坊 瀧本坊 鐘樓坊 祝坊 閼迦井坊 豊藏坊 奥坊 塔坊 栗

本坊 白壁坊 東坊 椿坊

社職

四座

他姓 河原崎氏、島田氏、小中村氏等

六位 森本氏等

大禰宜 能村氏、西村氏、森村氏等

小禰宜 奥村氏等

神寶所 谷村氏、落合氏等

御網長 小川氏、新氏等

七座組

網座

宮守 大森氏、森氏、伴氏

神樂座 三管太夫等

相撲 栢村氏

達所小綱 鹿野氏

駕輿丁長 西氏、南氏

神馬副 河原崎氏

五座組

師子太夫 立本氏

童子 小南氏

宮鍛冶

宮大工

疊師

三座組

神馬飼

仕丁 島村氏、辻村氏

香花 平田氏

當時本社の佛教關係の堂舎等は、極めて多かつたのである。その重なるものは次の如くである。

御 築 垣 内

鐘樓 東門の南にあり、舊は護國寺に属した中古豊臣秀頼本願、片桐且元奉行で、鐘を懸けた、後延享二年九日に鐘を改鑄したものである。

馬 場 前

經藏 上坊東側にあり淀君の奉納にかゝる宋板一切經を藏したるもの。

元三堂 一個石の西側東面す、元三大師良源像を安置す、舊は比叡山ありしが、中古當山に移りたるもので、明和五年岩本坊私願にて此所に建立した。

西 谷

八角堂 一光千佛阿彌陀佛を安置す、順徳天皇御願にて善法寺祐清建立と云ふ。
辨財天堂 寛永十九年修造にかゝる。

大塔 辨財天の南に位す、東面す、釋迦多寶を安置す、白河天皇の御願にて天永三年二月供養丹波守正盛之を建て慶長十年豊臣秀頼本願主小出大和守吉政奉行し再興したるもの。

尊勝院 岩本坊といふ、此所舊は小塔の地なり、堂中平等院愛染明王像を假に安置す、後深草天皇の御願に依つて、建長七年建立にかゝると云ふ。

南 谷

琴塔 同所に在り寶塔院と云ふ、南面す、胎藏大日祕佛を安置す、萬壽年中十二ヶ寺領を寄進せられたと云ふ、建久三年に七輪を九輪となし、上下四隅檐に等を釣る、因つて琴塔と云ふ。

護國寺 同北道の北側に位す、南面す、當山根本の精舎と云ふ。貞觀四年十二月太政官符石清水の號を改めて護國寺となす、檢校別當己下三綱一山堂舎皆當寺に屬す、本尊藥師如來十二神將は、大江匡房の本願心快の作と云ふ、四天王四體の内二體は明應三年に炎上、二體増長天、毘沙門天は元和元年、私に山下壇所町西福寺に移した。

觀音堂 同所道の南に在り、東面す、同じく鎮坐己前之惣立と云ふ、十一面觀世音厨子内千體觀音立像を安置す。

行教院 宮本坊と云ふ、行教當坊に住居したるに因て、院號となすと云ふ、本號

三尊阿彌陀を安置す。

無動院 瀧本坊と云ふ、本尊は不動尊、松化堂昭乗住みて世に名高し、金壁は狩

野山樂山雪が當坊に居て畫きたるもの、院内に茶室閑雲軒あり。

松花堂 同所下道の東泉坊境内に在り、瀧本坊昭乗惺々翁は實乗の法弟で、俗塵を

さけて吉野の山深く隠れんと思ひ立ちしに、或夜夢に八幡宮の神歌異山の紅葉

尋ね行むより、仰ぐ高峯の朱の玉垣と云ふを感じて、離山の念を断ちて坊角の

阜に、此方丈を建て自像の上に「ねさめして我曉を松の戸に音せぬ風の色を聞

く哉」と書て壁に掛け、堂號をも書て梁上にかけたりと云ふ、南面にて唐扉を

さす、路地雅趣あり。

阿彌陀院 泉坊を云ふ、本尊三尊阿彌陀春日佛師の作と云ふ。

胡蝶坊 橋本坊と云ふ、同所南にあり、本尊三阿彌陀源の義家の甲冑旗を傳ふる

を以て聞えたり。

山井坊 關御井坊同所東西に並ぶ、本尊不動明王覺鑊の作、徳川家康の御祈願所也。

辻本坊 同所にあり、舊井關坊也。

橋坊 經藏を下る道の南にあり。

椿坊 同道の北欵冬坊と號す。

北 谷

石經藏 北御門を出で、若宮の北に在り、南北八尺五寸東西九尺總て石造四方に梵

字あり、石經藏と記したる碑を建つ。側に慈尊院在て、岩屋堂と云ふ、正元二

年に神宮紀長久修補し、後又寶歷二年太西坊覺運修補したと云ふ。

大西坊 北御門の下。

松坊 同所の東。

北坊 同松坊の向ひ。

白壁坊 同下の東。

鐘樓坊 太子坂へ下る所、道の北にあり。

栗本坊 同所道の南。

福泉坊 太子坂道の南。

荻坊 同所の下。

塔坊 同所下。

太子堂 北坂道の半腹、道の北にあり、南面す。

行願院 丈六阿彌陀同上。

山下 宿院

極樂寺 第一別當安宗の創立に係る、本尊阿彌陀三尊といふ。

鐘樓 同所西腋門の外に在り、鐘に治承二年六月の銘あり、中宮御祈の爲に平清盛の寄附にかゝるものと云ふ。

下院 馬場前

放生亭 石橋の南、川岸に在り、放魚供養執行の所なり。

餌蒔地藏 石橋の東詰全昌寺境内にあり。

高坊 大道の西に在り、後一條天皇の時、社務元命創立にかゝると云ふ。

正明寺 同所の西に在り。

大石塔 下院西不動坂の北に在り、承安年中攝津尼崎商人入唐の途難風にあひ、八幡神を祈る、歸著後この大五輪塔を建つと云ふ。

真如院 同所道の南 本尊 觀音 傍に待宵小侍従の像を安す、寛文年間攝津櫻井里より此處に移す。

庚申堂 同所の西に在り、東面す、青面金剛を安す、西大寺高喜弟子惠明夢想に依て作ると云ふ。

谷不動堂 不動明王を安す、行教和尚の創立にかゝると云ふ。
神應寺 下院西山の上に在り、本尊薬師行教開基と云ふ。

乘神宮寺 又大乘院と云ふ、舊は大伽藍なり、行教宇佐に准じて神宮寺を建立したと云ふもの、即ち此寺であると云ふ。

辨財天堂 同所東池中にあり、六臂天女十五童子を安す。

祇園院 神宮寺の北にあり。

観音堂 同所にあり、東面す、古金堂にして寛治二年に創立せらる、千手千眼の観音を安す。

地藏堂 同所にあり、苧そ総地藏と云ふ。

鐘樓 同所道の北に在り、鐘銘延慶三年云々、願主真女客人氏女とあり。

大乘院 同所、今の寺は古の北僧房摩尼珠房也、寛治二年に別當常盤頼清の建立にかゝる、丈六阿彌陀を安置す、承德三年に勅願寺となる、律院三十餘所あつた一である。

帝釋堂 狩尾社三座の東にあり、永享六年建立と云ふ。

石清水御内陣一件

松浦善右衛門寛篤藏

石清水八幡宮一件

清和天皇之御宇、貞觀年中、和洲大安寺沙門行教和尚、豊前筑紫宇佐八幡宮へ、一夏九旬之間參籠有之候上、大乘經眞言を誦し、法樂せしに、八幡宮御詫宜有之、我王城の近に遷坐して、鳳闕を守護し、國家安康ならしめんとたまひ、其夜行教の三衣に、阿彌陀の三尊現し給へり、沙門都に登りて此由を奏聞しければ、朝廷大に悦せおはしまし、遂に行教に勅命有之、宇佐より御歸洛之節、當山之ほとりにて、依御神宜に神殿を營て、永く御崇敬被爲在候也、依之御代々御造營、且時々將軍

家諸侯に至迄、深尊敬有之者、日本神國之御威徳可奉崇敬候事也、然る處、右御神勅御鎮坐被爲在候已來、種々の御寶物、佛像經卷數品、御内殿に御安置在之、行教和尚傳來之御法施、御殿司坊中日々讀經奉崇敬有之、御規則千有餘年之今日無恙護持有之候處、爰に天下混亂、御一新主意御變革被爲在、明治元戊辰年閏四月、天下御布令に依、神佛混淆之砌、舊典正に改り、撤却可致事、情に相成、右に隨て諸山魔僧還俗致、永護持有之品々、佛像佛具堂塔に至迄、欲心を以賣立、金銀配致當可有様、實に魔界之如く、末世濁亂格之有様、敷く奉忍入候次第也、既に石清水八幡宮兩部御安置被爲在義に付、僧俗共只一神道と相成、歸俗之上、法施讀經等速に廢止、佛體不殘松本從六位殿司へ御下殿に相成無體事也。

宋國板一切經

大塔

八角堂

并丈六阿彌陀佛。

江州町人何某相求

南都二月堂

地下正法寺へ相求

愛染堂

鐘樓堂但シ鐘貳面

大ノ方 百八拾兩ニ落札
小ノ方 八拾五兩落札

右之通追々八幡山社中立合に而、賣拂に相成、別而鐘貳つは、異國へ賣拂に相成、兵庫より積込候處、途中に而破舟、海中へ沈み候由、實に不思議之有様也。然る處、明治三庚午年三月八日、八幡地下梨木繁二郎殿を傳承、此度八幡山御内陣向佛具一體當職に於て、來る十日諸賣共へ入札を以被賣渡候旨治定也、其次第、親類島屋新右衛門殿實父新左衛門様深歎ケ敷義我等へ御示談有之事、發旦也、前顯之如く、御一新とは乍申、當山之御由緒不經に、佛神混淆思召之靈地也、然るに魔僧共所存甚以兩人怒氣致、直様登山之決義に相成、三月九日新左衛門様、下私、並梨木繁二郎殿同道登山仕候事。

扱、三月十日、八幡善法寺菊王家當時一山當職亭に於て入札、社中商人共列席、其場へ及推參、賣立之品々左之通。

法華經 八卷

石清水御内陣一件

金紙金泥 無量壽經 壹卷

觀音賢經 壹卷

梨子金物付箱入

以上

右、御筆は、開山行教大和尚筆。

奥書に、帝御幸之節、爲國家安全、貞和三年延曆寺沙門聖從奉寄進と有之、御筆實否難相分候事。

右落札金六拾兩也、京都商人相求候事。

下殿佛具 紫銅

華瓶 六本

蓮華 三本宛にて

華皿 拾八組

香爐 三ツ

右落札、金拾壹兩等歩に、正法寺へ相求。

護國寺

琴堂

經藏

藥師堂之事

落札

落札

落札

七百廿兩也

四百卅兩也

三拾兩

右三ヶ所、一旦落札に相成候處、故障出來、京都へ御伺に相成候處、彌々止にして東京表伺中、依之當時其儘に相成居候事。

一、右之通之落札一切相濟候處、引續松本家へ御下殿に相成候、御大切之御品に入札に有之、松本家へ兼而當職御掛合有之候得共、此御品に付、左之通談合有之候事、從往昔、御内陣神道佛道兩道之御安置には候得共、不殘佛體也、則奥御戸帳鍵御預り守護主御殿司と申唱、松本坊、杉本坊に傳り、御代々堂上方へ出家打續被爲在候、然るに、此度の次第に付、不得止事、松本家へ佛意之御品々御下殿

石清水御内陣一件

に相成、一山還俗に相成候得共、松本親政公計依志願に、僧體之儘、左之御内殿護持有之、實に威徳之事也、然るに御病身に付、洛西嵯峨へ出養生中に、右御護持之品々入札之場合に相成、留守中たり共、當職亭へ下山可仕旨、強て被申立、無據次第也、則當時松本家神職主親父公、並家土鹿野晋殿當惑の事也、前書隱居親政公へ被達候處、勅命を以賣主の始末に付、無據三月十日末の刻當職亭へ御持參、御護物、左之通り、

一阿彌陀如來御尊像御厨子ニ入御立像也。

荒金御作人分明

是北佛作也寸法御身丈壹尺六寸五分

一七社殿

御重目拾へ目計と有之候由、御屋根四方物黒塗金カナ物付、

右御内障

徳川三代將軍家光公御寄進

七社御影

十一面觀世音

地蔵尊
姫大神

受樂明王
神功皇后

阿彌陀佛
八幡大神

勢至菩薩
高良明神

阿彌陀佛
武内

普賢菩薩
若宮殿

以上御本地佛御影御安置也。

一僧形御影黒塗敷花蒔繪外箱入。 壹幅

則神功皇后御本地 右同斷箱入

一曼陀羅 壹幅

一四種之御執物 四箱赤地綿織地外箱包

右者

御錫杖 壹振

御如意 壹箱

御三衣 壹箱

石清水御内障一件

御香爐 壹箱

一御内陣御佛具 壹面

花瓶 貳本蓮花三本宛有之

花皿 六器

佛器 貳

香爐 壹

右何れも滅金極上品也。

一梵網菩薩戒經 上下貳卷 紺紙金泥卷經

一般若心經 後阿彌陀經 壹卷 紺紙金泥卷

右三卷黒塗箱入

右以上八點也、御内陣に於、千有餘年之間御安置有之御重寶に候也。

既に右御品に爲入札、三月十日末の刻、社司一統より嚴敷申立に付、不得止事、

松本當主供奉、當職菊王家へ御下山相成、然る場合に付、一山へ相忍び松本家へ新左衛門殿我等及推參、何卒右御品々他山へ御散亂に不相成事、深志願に存、萬端御示談の上即座に御入札之場所へ罷越候事

入札菊王家於書院、左之列席。實に神慮を以、永世相續之社司、今日迄之有様、淺間敷事難申盡候付、後に書顯置候事。

諸商人 新左衛門

多人數 善右衛門

地下 繁二郎

菊王當主

十六歲計

六十歲計

南五位

田中五位

直に開札

社司 御儀

社司 御儀

尤何れも一列 入札有之

石清水御内陣一件

前書之御品々、堂塔一切落札相濟、當場所に而手附金等相渡相濟候也、然るに引續前顯八點之御重寶、奥座敷に而、地下商人共へ被及内見に、既に入札之期に相成候節、立合之社司之内、林左衛門と申者、騒ケ敷呼來、あはた、敷本人退席に付、社司一列大に立騒、何故敷と奉存候處、右實俄に吐血致、急變病之由、翌日敷に病死と申事、全御神罰奉蒙候事と被存、甚一統奉恐縮候次第也、右變事に付、彼是及延引、且は商人共全御罰と敷察入、追々入札杯に可致品に無之事を恐入、過半歸宅致し、右之次第に付、今日入札者延引之沙汰に相成、我等にも引取候事、同夜松本家へ罷出、何卒當家にて護持可相成候處、種々御内談、新左衛門殿より深、懇精を以、御添心被成上、御祝有之候事。

右一件に付、山下疊屋と申宿にて逗留致候處、松本坊へ引移吳候様被申聞、無異儀退宿松本坊にて逗留之事、委敷ハ明治二年帳面ニ有三月十一日洛西嵯峨より、御隠様親政公御歸山に相成、早速新左衛門殿、並下私被呼出哉、御寐所御挨拶有之、種々御物

語、深夜迄御咄し承様候事。

三月十二日、松本坊客殿に於て、結構に御取扱有之候事、則鹿野新太郎を以、當職邸へ前顯御内陣之御品々、親政護持致度懇願に付、代料相辨、御讓り請願書、度々引合有之候事、誠に右親政公は、僧體之儘御護持有之、實に稀成御名僧也。

御殿司と申は松本坊、杉本坊、櫻本坊三坊に限り、開基行教和尚を御内陣護持役故相續也、此三坊之外、御内陣這入候事、堅不相成候事。

御隠様御手元に而拜禮之御品々

八幡大菩薩御僧形御眞像

御身丈 八寸計

右御手錫杖 御厨子御安置

左御手珠數

應神天皇に被爲在候而者、一切濟度被遊候付、大慈を以菩薩と現し給ひ、實に神佛

石清水御内陣一件

一如之大慈悲を施し給ふ程、必恐入事也。

兩寶童子と奉稱

天照皇太神宮 御本地御尊影 一幅

童子御尊影圓光在、御首上御輪の塔を御頂き。

嵯峨天皇御念持佛

愛染明王 御木像 御厨子結構言語 離絶候事也。

御丈四寸計極上々御作

行教大和尚 御間短刀 凡身一尺三寸計細身名作也。

筑前宇佐八幡宮供奉之節

惣サヤ金具細工也、十二支の畫浮彫外袋神功皇后御衣の切レヲ以用ル 但赤地金蘭織又錦織二重袋。

御差料

高良明神

満千の玉

錦の御袋幾重にも封じ有之。

御本社八幡宮御衣 香染色

朝廷を五拾年目に御備に相成。

姫大神西御前と奉申 地神五代を奉崇候由。

神功皇后東御前と奉申 奉崇候由。

御咄之儘書留候事。

前八點の内

大菩薩御僧形之御眞影 當御影畫去ル明治元辰壬四月神佛混淆ニ付、御下殿ニ相成、則護師堂へ御移リ相成候處、三月十二日松本護持ニ付、被願出、同家へ御移ニ相成候事。

御身丈三尺餘之御影

赤蓮臺 右御手錫杖

御座像 香染之御衣 右御手御珠數

遠山之御袈裟

御首の上、圓光在、日輪を御頂き有之、御圖に拜す。

右本地阿彌陀如來 日輪ハ觀世音ヲ御頂キ則天照皇大神宮。

石清水御内陣一件

何れも御垂跡之程、奉恐入候事。

右者勝尾寺御影と稱、宇佐に被為在候は、(仁)人聞菩薩と稱、東大寺に被為在候は、同寺建立之節、弘法大師被為拜候儘、御認在之處、大菩薩大師之尊影御染筆被為在候、依之互之御影と奉稱候由。

行教和尚御念持佛

御丈八寸計
御厨子ニ御安置

三尊佛

黄金佛

愛染明王

御座像

御丈三寸計
御臺座正銀

右者、嘉吉年中居所不知、尼僧登山、依願に御内陣に奉納、裏に由緒、並盜取者は、神罰可成旨仰有之。

八幡宮

御讚文

毎日於御内陣に奉讀、御一新々御廢止に相成、此度拜借、別紙に奉拜寫、永

秘藏可致候事。

本地阿彌陀佛

一段

彼佛今現在

垂跡八幡大菩薩

二段

開基行教和尚者、和州大安寺住職。(雅)

清和天皇御勅問弘法大師御弟子眞賀僧正へ御尋に付、當時高德行教之旨勅答に依之、行教へ被命、宇佐於神前法施、四月十五日々七月十五日迄御讀經被為在候也、依御神宣、行教之王衣に被為乗移、當男山へ御鎮座被為在、則八幡宮佛法を以皇國護持御開基也。

御幸之節、松本當主間近罷出、法施讀經有之候也。

一、扱前書八點の御品物散亂に不相成、為新左衛門殿段々心痛有之、十二日引移の後願書を以、當職亭へ再々申立、其間逗留、我等は降谷明晴殿東下に付、京都方八幡へ態人到來に付、十二日迄上京致、新左衛門様は三月十七日迄滞留、餘り延引

石清水御内陣一件

に付、一先上京被致、志願之朝相待請候事。松本御隱居親政公皆々捨身候共、御身體重寶護持之心底に而書夜讀經而已悲歎有之候事。

一、島新左衛門様四月朔日京都御用濟善右衛門御供申、八幡へ登山候處、未當職邸を決定返答無之、御隱居は嵯峨へ出養生也、空敷四月二日下阪致し候事。

一、四月二十五日松本家來狀、彌々右御品々附屬承引之返答に相成、早速名代喜兵衛を以、金子持參致候事。

目錄之通、八點代金百兩也。

右松本家依出金、永附屬可爲證書落手之上、四月廿六日無恙八點之御重寶松本家御内殿へ目出度還幸被爲在候事。

元來當山四拾八坊有之、追々廢坊に相成、當時十坊計に相成、社司は百數拾軒も有之、舊冬一切經、大塔、其外釣鐘等賣拂、割付に相成、然るに松本坊に限り、思召有之、右割付金貳拾兩落手無之、依之前書渡し金の内差引、金八拾兩也出金相成候

事。

右金八拾兩也。奉出財

中村新左衛門

松浦善右衛門

外に社司中の松本坊へ附屬に付、一統大に算違ひ、他山へ散亂致、高金之價に賣拂可申所存殘念に思ひ、爲振舞、金三千疋出金申立に相成、無異儀我等に

出金致し、事濟に相成候事。

合而金八拾七兩貳步。

兩家出金。

貳ッ割金四拾參兩三步宛、右之通今般親政公思召成願致、松本家へ、御安置に被爲至候に付、誠に御滿悅不過之且今般不計も、中村伯父上新左衛門様を被爲引出、不容易御用相務候段、生前之仕合に付、荒々書券置候事、依之松本家永爲護持之、双方爲取替證書致置候、左候へば、後年に至、此度之趣意を以不當之儀、必ず子孫申出間敷候事、於石清水永

御安座而已、我等にも奉守護候事。

—(附録終)—

昭和三年十月廿七日印
昭和三年十一月一日發行

氏神と八幡の正體

定價壹圓八十錢

著者 岸 一 太

發行者 東京府墨田区大和田九五 明 道 會

印刷者 東京市小石川區戸崎町七二 沖 田 瀧 次 郎

不 許
複 製
轉 載

發賣元

電話號碼
七七八八
七七八八
七九八八
七九五八

東京市京橋區元數寄屋町三ノ七

北 陸 館

總發東京七五〇番

神は何かそんな疑問のや
本書に依りて漸く氷解す

醫學博士 岸一太快著

四六判コットン紙布装
口繪六葉 定價圓八十錢
送料八錢

姉妹篇
神靈と稻荷の本體

愈第六版

出來!!



後藤新平子序書

本書は通常我々が人間とは如何なるものかと言ふ意味を轉じて、神とは如何なるものか?を明快に表現したもので、自然科学に一見地を有する著者の研究は決して妄想的空疎なるものではなく、嚴正なる史的考察と相俟ち文字通りその本體を解明してある。言ふ迄もなく我國は神社佛閣の數夥しく、皆其の環境内に生活し居り乍ら其の最も肝要とする、神社及稻荷の本體の何たるかを知る人全く少く、又一瞥だにも與ふる事なき人々の多き不可思議なる實在に、痛感せる著者が奮然起ち、積年の研鑽を基礎とし全力を傾注し、遂に我國始めての神社及稻荷の解剖史を完成した次第である。未だ御未見の方は、是非共本書との御併讀を望んでやまない。

發賣元 東京 北隆館
東京 橋本 元賣發
番〇五七京東替振

終

